

豊岡市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成29年5月17日豊岡市告示第199号

(設置)

第1条 豊岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の実現に向けた取組みの検討及び計画の推進状況の評価について協議するため、豊岡市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の実現に向けた取組みの検討に関する事項
- (2) 計画の推進状況の評価に関する事項
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉、保健、医療関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号、第3号及び第4号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 委員会は、豊岡市地域福祉計画の推進について豊岡市社会福祉協議会と協議するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。